| | | 号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 四二 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 八 | 三 |
| 四三 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 | 一三 | 三 |
| 四四 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 二六 | 二 |
| | **○消　防　庁** | | |
| 一〇 | 消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関の代表者の氏名の変更に関する件 | 二六 | 二 |
| | **○法　務　省** | | |
| 三三〇 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件 | 一四 | 四 |
| 三三一 | 除籍が滅失した件 | 一四 | 四 |
| 三三二 | 〃 | 一四 | 四 |
| 三三四 | 除籍の一部が滅失した件 | 四二 | 四 |
| 三三五 | 日本国に帰化を許可する件 | 四三 | 四 |
| 三三六 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件 | 四四 | 四 |
| 三三七 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 | 四四 | 二 |
| 三三八 | ―出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 | 四四 | 二 |
| 三四一 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件 | 五二 | 四 |
| 三四二 | 日本国に帰化を許可する件 | 七一 | 四 |
| 三四三 | 原戸籍の一部が滅失した件 | 一一 | 二 |
| 三四四 | 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件 | 一一 | 二 |
| 三四五 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件 | 一二 | 二 |
| 三四六 | 戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件 | 一三 | 四 |
| 三四七 | 日本国に帰化を許可する件 | 一四 | 二 |
| 三四八 | 除籍の一部が滅失した件 | 一五 | 九 |
| 三四九 | 原戸籍が滅失した件 | 一五 | 九 |
| 三五〇 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 | 一五 | 九 |
| 三五一 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 | 一九 | 二 |
| 三五二 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 | 一九 | 二 |
| 三五三 | 除籍の一部が滅失した件 | 一九 | 二 |
| 三五四 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 | 一九 | 二 |
| 三五五 | 除籍の一部が滅失した件 | 二〇 | 一 |
| 三五六 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件 | 二〇 | 一 |
| 三五七 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 | 二〇 | 一 |
| 三五八 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件 | 二〇 | 一 |
| 三五九 | ―外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 | 二〇 | 二 |
| 三六二 | 日本国に帰化を許可する件 | 二〇 | 二 |
| 三六三 | 〃 | 二一 | 三 |
| 三六四 | 除籍が滅失した件 | 二二 | 四 |
| 三六五 | 不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件 | 二二 | 四 |
| 三六六 | 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件 | 二六 | 二 |
| 三六七 | 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件 | 二六 | 三 |